2024年2月1日　発行

株式会社アルバック
コンポーネント事業本部

該非判定結果

■本該非判定結果は　2024年2月1日施行　の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方
■輸出貿易管理令　別表第一の1項から15項、別表第二
判定結果：「該当」　＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
■米国輸出管理規則(EAR)
判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List.　以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
真空バルブ	VLP-US-25KF VLP-US-40KF VLP-US-50KF	非該当	2項(33)	1条三十八号	Oリングシール弁であって、圧力計又はベローズ弁ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
真空バルブ	VULP-16KF VULP-25KF VULP-40KF	非該当	2項(33)	1条三十八号イ	圧力計ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(33)	1条三十八号ロ	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					

2024年2月1日　発行

株式会社アルバック
コンポーネント事業本部

該非判定結果

■本該非判定結果は　2024年2月1日施行　の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方
■輸出貿易管理令　別表第一の1項から15項、別表第二
判定結果：「該当」　＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
■米国輸出管理規則(EAR)
判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List.　以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
真空バルブ	VULP-25F VULP-40F VULP-65F VULP-100F VULP-150F VULP-200F VULP-250F	非該当	2項(33)	1条三十八号イ	圧力計ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(33)	1条三十八号ロ	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					

2024年2月1日　発行

株式会社アルバック
コンポーネント事業本部

該非判定結果

■本該非判定結果は　2024年2月1日施行　の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方
■輸出貿易管理令　別表第一の1項から15項、別表第二
判定結果：「該当」　＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
■米国輸出管理規則(EAR)
判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List.　以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
真空バルブ	VULP-10CM VULP-25CM VULP-40CM VULP-65CM VULP-100CM VULP-150CM VULP-200CM VULP-250CM	非該当	2項(33)	1条三十八号イ	圧力計ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(33)	1条三十八号ロ	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
真空バルブ	VLP-U3/4 VLP-U1 VLP-U1 1/2 VLP-U2 VLP-U3 VLP-U4 VLP-U6 VLP-U8 VLP-U10 VLP-U12 VLP-U14 VLP-U20 VLP-U22 VLP-U36	非該当	2項(33)	1条三十八号	Oリングシール弁であって、圧力計又はベローズ弁ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
真空バルブ	VLP-U3/4S VLP-U1S VLP-U1 1/2S VLP-U2S VLP-U3S VLP-U4S VLP-U6S VLP-U8S VLP-U10S VLP-U12S VLP-U14S	非該当	2項(33)	1条三十八号	Oリングシール弁であって、圧力計又はベローズ弁ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					

2024年2月1日　発行

株式会社アルバック
コンポーネント事業本部

該非判定結果

■本該非判定結果は　2024年2月1日施行　の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方
■輸出貿易管理令　別表第一の1項から15項、別表第二
判定結果：「該当」　＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
■米国輸出管理規則(EAR)
判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List.　以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
真空バルブ	VULH-25F VULH-40F VULH-65F VULH-100F VULH-150F VULH-200F VULH-250F	非該当	2項(33)	1条三十八号イ	圧力計ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(33)	1条三十八号ロ	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
真空バルブ	VULH-16KF VULH-25KF VULH-40KF	非該当	2項(33)	1条三十八号イ	圧力計ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(33)	1条三十八号ロ	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
真空バルブ	VULH-10CM VULH-25CM VULH-40CM VULH-65CM VULH-100CM VULH-150CM VULH-200CM VULH-250CM	非該当	2項(33)	1条三十八号イ	圧力計ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(33)	1条三十八号ロ	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					

2024年2月1日　発行

株式会社アルバック
コンポーネント事業本部

該非判定結果

■本該非判定結果は　2024年2月1日施行　の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方
■輸出貿易管理令　別表第一の1項から15項、別表第二
判定結果：「該当」　＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
■米国輸出管理規則(EAR)
判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List.　以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					

2024年2月1日　発行

株式会社アルバック
コンポーネント事業本部

該非判定結果

■本該非判定結果は　2024年2月1日施行　の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方
■輸出貿易管理令　別表第一の1項から15項、別表第二
判定結果：「該当」　＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
■米国輸出管理規則(EAR)
判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List.　以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
真空バルブ	VLH-U3/4 VLH-U1 VLH-U1 1/2 VLH-U2 VLH-U3 VLH-U4 VLH-U6 VLH-U8 VLH-U10	非該当	2項(33)	1条三十八号	Oリングシール弁であって、圧力計又はベローズ弁ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
真空バルブ	VLH-U3/4S VLH-U1S VLH-U1 1/2S VLH-U2S VLH-U3S VLH-U4S VLH-U6S VLH-U8S VLH-U10S VLH-US-25KF VLH-US-40KF VLH-US-50KF	非該当	2項(33)	1条三十八号	Oリングシール弁であって、圧力計又はベローズ弁ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
真空バルブ	VFR-400□ VFR-500□ □：英文字記号が必要数入ります	非該当	2項(33)	1条三十八号	Oリングシール弁であって、圧力計又はベローズ弁ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					

2024年2月1日　発行

株式会社アルバック
コンポーネント事業本部

該非判定結果

■本該非判定結果は　2024年2月1日施行　の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。
■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方
■輸出貿易管理令　別表第一の1項から15項、別表第二
判定結果：「該当」　＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。
判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。
■米国輸出管理規則(EAR)
判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List.　以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

製品名	型番	輸出令別表第一の1項から15項				輸出令別表第二			EAR	
		判定結果	輸出令	省令	判定理由	判定結果	項番	判定理由	ECCN	判定理由
真空バルブ	VAH-U100 VAH-U150 VAP-U100 VAP-U150	非該当	2項(33)	1条三十八号	Oリングシール弁であって、圧力計又はベローズ弁ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
真空バルブ	VUH-MVF VUH-10D VUH-251C VUH-401C VLV-3D	非該当	2項(33)	1条三十八号イ	圧力計ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			2項(33)	1条三十八号ロ	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
真空バルブ	10AIV 10AIV-F 10AIV-FM	非該当	2項(33)	1条三十八号	Oリングシール弁であって、圧力計又はベローズ弁ではないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。
			3項(2)7	2条2項七号	内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。					
リードスイッチ	W8H D-A54 D-A93V	対象外	-	-	規制品目に当てはまらないため。	対象外	ー	規制品目に当てはまらないため。	対象外	米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。